

～間伐で森林を守りましょう～

未利用間伐材バイオマス 利用推進事業の手引き



お問い合わせ先

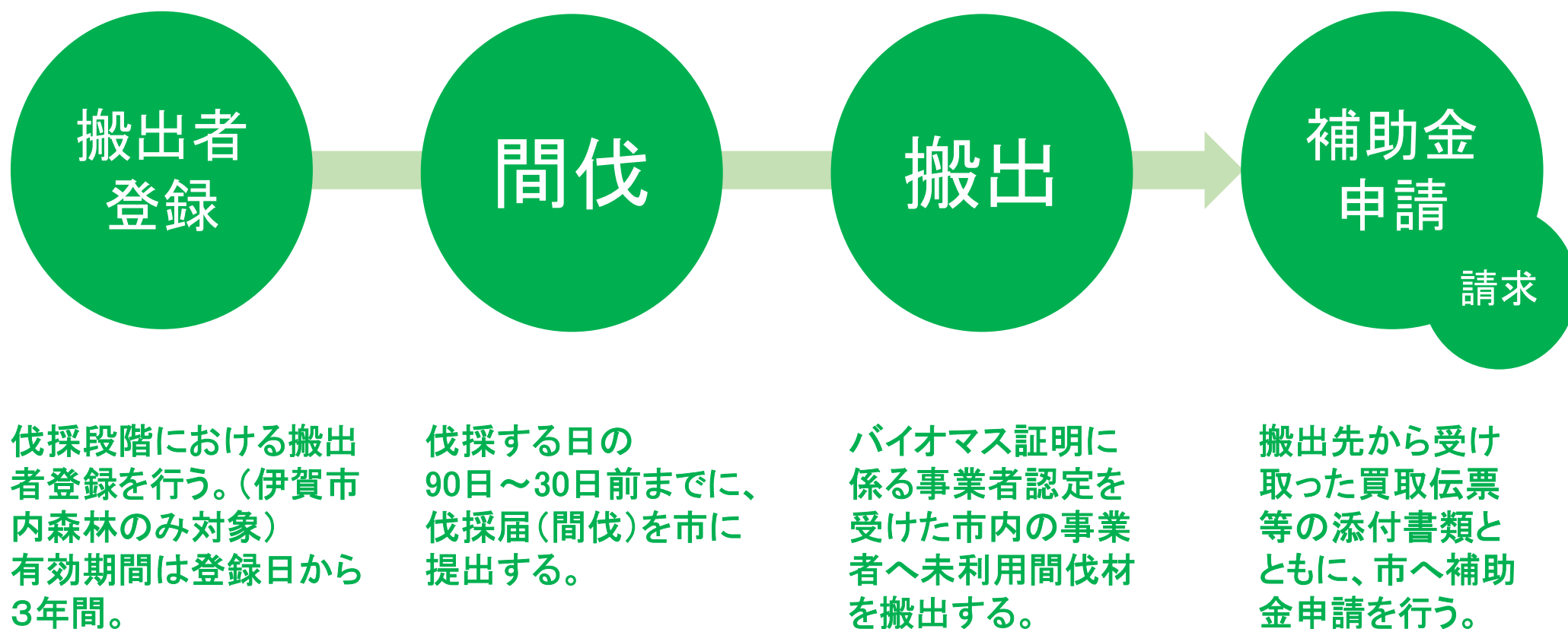
伊賀市役所 産業農林部 農林振興課

未来の山づくり推進室

電話:0595-41-0934

FAX:0595-22-9715

事業の流れ



搬出者登録

～木質バイオマス証明材取扱者の登録～

登録の要件

- 1 分別管理の場所の確保及び管理方法が定められていること。
- 2 木材の出荷及び在庫に関する情報を帳簿等により適正に管理すること。
- 3 木質バイオマス証明材の取り扱いに係る責任者が選任されていること。
- 4 年間の木材取扱量の見込みが概ね1,000m³以下であること。

※詳細や様式は、伊賀市HPにて閲覧できます。

登録手続き(更新の場合も同様)

- 1 発電利用に関するバイオマス証明材取扱者の登録申請書(様式第1号)
- 2 発電利用に供する木質バイオマス証明に関する自主行動規範(様式第2号)

上記2点を市に提出



発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者登録書が届きます。(市農林振興課より発送)

有効期間は、登録日から3年間となります。

登録書は、バイオマス証明の根拠資料として、重要な書類になりますので保管をお願いします。

間伐

～伐採届の提出から間伐するまで～

伐採及び伐採後の造林届

市に伐採及び伐採後の造林届(以下、伐採届)を提出する。

- 伐採する日の**30日～90日前までに提出**する。
- 1. 森林の所在場所
2. 伐採の計画 の2箇所を記入する。
3. 必要書類を添付する。



伐採及び伐採後の造林届出書の写し(受理印押印有り)が伊賀市未来の山づくり推進室より返却されます。

伐採及び伐採後の造林届出書の写しは、バイオマス証明の根拠資料として重要な書類になりますので、保管をお願いします。

※森林経営計画に該当する山林の場合は、その証明書が必要となります。

※詳細や様式は、伊賀市HPにて閲覧できます。

間伐を実施

伐採届に基づいて、間伐を実施する。

- 間伐された森林状況及びはい積み状況のわかるトラック積込写真を、撮影する。
- 撮影する際は、写真看板が写るようにする。



搬出

～土場から市内の事業所への搬出・買取伝票を取得するまで～

木質バイオマス証明書の作成 及び 計量・伝票取得

発電用チップに係る間伐材等由来のバイオマス証明(様式第5号)と以下の添付書類を、搬出した間伐材と共に市内の事業所に提出する。



提出するバイオマス証明は、補助金申請時にも提出する必要があるため、必ず写しを作成すること。

- 間伐時に撮影した森林状況及びはい積み状況が判る写真
- バイオマス証明材取扱者登録書の写し
- 自主行動規範の写し
- 伐採届の写し

バイオマス証明書(様式第5号)と上記の添付書類にて、証明が可能となります。

- 搬出した市内の事業所にて計量し、譲り渡した重量がわかる書類(伝票)を受け取る。

- 計量重量の正味重量が補助金単価となる。
正味重量＝総重量－風袋重量

注意)

3月に搬出する間伐材は、補助金の対象外。

※詳細や様式は、伊賀市HPにて閲覧できます。

補助金申請

～補助金申請から請求まで～

補助金申請

未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金の交付申請を行う。申請書類は、以下のとおり。

- 1.未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 2.未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付申請内訳書(様式第2号)
- 3.間伐材等由来の木質バイオマス証明の写し
- 4.間伐材として認定事業者に譲り渡した重量(正味重量)がわかる書類
- 5.間伐時及び搬出時のはい積状況が判る写真
- 6.林地残材提供同意書(申請者と所有者が異なる場合)

※詳細や様式は、伊賀市HPにて閲覧できます。

補助金単価

● 3,000円/t ※令和7年度

補助金申請締切日

● 令和8年2月27日

補助金対象期間

● 令和7年4月1日～令和8年2月10日に搬出された未利用間伐材

補助金請求(3月末まで)

● 市から交付決定・確定通知書が届いたら、補助金請求書(様式第3号)を提出する。

入金確認次第、事業完了となります。